

# 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

## 1. 支給対象者

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（児童に政令で定める程度の障がいのある場合は20歳未満）の児童を監護・養育するひとり親のうち、以下の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方

(ア) 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方⇒5月11日(火)支給済

(イ) 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方で、令和元年中の収入が児童扶養手当受給者と同じ水準であった方（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※上記に該当する場合であっても、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

## 2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**（支給は1回限り）

- 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

### 問い合わせ先

【申請手続きについて】 市外に在住の方は、お住まいの市町へお問い合わせください。

- **宇部市役所子育て支援課**(平日8:30～17:15(木曜日は19:00まで))  
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号  
電話 0836-34-8331 FAX 0836-22-6051

【制度全般について】

- 厚生労働省 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）  
コールセンター 0120-400-903（受付時間 平日9:00～18:00）

### 3. 給付金の支給手続き

#### ■ 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の(ア)に該当する方）

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **5月11日（火）**に令和3年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込み済みです。

#### ■ 上記以外の方（表面1の(イ)又は(ウ)のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに宇部市の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。

### 4. 申請期限

**令和4年2月28日（月）必着**

申請方法などの詳細は宇部市ウェブサイトをご確認ください。  
「宇部市 子育て世帯給付金」で検索するか、右記QRコードからアクセスできます。  
(市外に在住の方は、お住まいの市町のホームページ等をご確認ください。)



宇部市 子育て世帯給付金



**「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。